

青森大学短期留学生受入れに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森大学外国人学生入学規則第2条に基づく受入れのうち、受入期間が1年以内(以下「短期」という。)の留学生の受入れに関する必要な事項を定めるものとする。ただし、本学の学部と外国の大学の学部若しくは研究科又は短期大学との間の学部間交流協定に基づく学生の受入れについては、各学部の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、短期留学生とは、本学と交流協定を締結している外国の大学若しくは短期大学(以下「協定大学等」という。)から、本学が短期(1年以内)の受入れを行う留学生をいう。
2 短期留学生は、当該短期留学生の希望する専攻分野の教育研究を行う学部にも所属する。

(受入の時期)

第3条 短期留学生の受入時期は原則として9月又は4月とする。

(出願手続き)

第4条 短期留学生として本学での受入れを希望する者は、所定の期日までに、在籍する協定大学等を経て学長に願い出なければならない。

(受入学生の選考)

第5条 短期留学生として受け入れる学生の選考は、入試管理委員会が行う。
2 入試管理委員長は、協定大学等及び短期留学希望者の意見を踏まえ、関連する専攻分野の教育研究を行う学部と調整のうえ、所属学部を決定する。

(受入の許可)

第6条 学長は、前条により選考された者のうち、所定の手続きを経た者について受入れを許可する。

(履修単位)

第7条 短期留学生の履修単位は1学期につき10単位以上、年間40単位程度を標準とする。

(成績の評価等)

第8条 履修科目の成績評価は、試験、レポート等に基づき授業担当教員が行う。
2 学長は、前項の評価に基づき当該短期留学生に成績証明書を交付する。

(授業料等)

第9条 短期留学生の検定料及び入学金は徴収しない。
2 短期留学生(1年以内)の学費納入については、授業料を半額とし、学友会費及び保険料納入することとする。ただし、協定大学等との協定に基づいた場合は徴収しないことができる。
3 留学期間、宿舍(スチューデントプラザ)経費等については、別に定めるものとする。

(業務)

第 10 条 短期留学生の受入れに関する業務は各学部において行う。

- 2 短期留学生の受入についての連絡・調整に関する業務は、関係学部及び協定大学等と連携し、教務・学生課（国際教育センター）において行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。